

— 各論編 —

### Ⅲ 各発生段階における対策

市対策推進会議又は市対策本部において、新型インフルエンザ等対策に関する情報の収集を行い、市対策本部の設置や発生段階の変更、対策の詳細な運用等について決定・指示を行う。

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

#### 1. 未発生期

●状態
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li><li>・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。</li></ul>
●対策の目的
<ul style="list-style-type: none"><li>・発生に備えて体制の整備を行う。</li><li>・市内発生 of 早期確認に努める。</li></ul>
●対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県や関係団体等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li><li>・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li></ul>

#### (1) 実施体制

##### ア. 行動計画等の策定

特措法の規定に基づき、発生前から必要に応じて、県の支援を受け新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務継続計画の策定を行い、随時見直す。

##### イ. 体制の整備及び連携強化

(ア) 庁内の取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や情報共有を行う

(イ) 県、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア. 情報収集

国及び県等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集するとともに、市の各部局や各関係機関・団体等のそれぞれとの緊急連絡網を確認する。

### イ. サーベイランス

インフルエンザ等の感染拡大の早期探知のため、県が実施する市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。

## (3) 情報提供・共有

### ア. 継続的な情報提供

(ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用するとともに、地域の関係団体等と連携するなど、継続的にわかりやすい情報提供を行う。

(イ) マスク着用・手洗い・うがい・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### イ. 体制整備等

広報体制整備等の事前準備を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、次の事項について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。

a. 提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化

b. 提供方法：ホームページやSNS等利用可能な複数の媒体の活用、地域の関係団体等との連携

(イ) 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を整備する。

a. 秘書広報課・健康づくり課を中心とした広報体制の検討

b. 適時適切な情報共有方法の検討等

c. 個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整

(ウ) 常に市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。

(エ) 県や関係機関等とのメールや電話の活用等、緊急に情報を提供できる体制を整備する。

さらに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

(オ) 県の要請により、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるため相談体制の準備を進める。

(カ) 情報提供先として各部局担当者は各関係機関へ正確な情報提供及び相談体制の準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア. 対策実施のための準備

(ア) 個人における対策の普及

市、学校・保育施設、福祉施設及び事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

a. 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける
- ・咳エチケット

b. 海外で発生した場合や自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・マスク着用等の咳エチケットを行う。

(イ) 県と連携し、緊急事態宣言時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民の理解の促進を図る。

(ウ) 地域対策及び職場対策の周知

新型インフルエンザ等の発生時に実施する個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知を行う。

(エ) 衛生資器材等の供給体制の整備

市は衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する。

## イ. 予防接種

### (ア) 特定接種

- a. 厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。
- b. 集団接種を原則として、特定接種の対象となり得る医療従事者や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

### (イ) 住民接種

- a. 国・県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民へのワクチン接種を速やかに行うため接種体制の構築を図る。
- b. 円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町における接種を可能にするよう努める。必要に応じて県に技術的支援を求める。
- c. 速やかに接種することができるよう、医師会、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### (ウ) 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

## (5) 医療

ア. 県が行う臨時の医療施設等として転用できる施設のリスト化に協力する。

イ. 県が行う患者の搬送体制の確保に協力する。

(6) 市民の生活及び市民経済の安定の確保

ア. 要支援者への生活支援

高齢者、障害者等の要支援者本人の同意を得て作成する「避難行動要支援者名簿」や地域福祉ネットワークを活用し、警察署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員と連携することにより、要支援者の状況把握に努める。また、県内感染期における要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、その具体的手続きを決めておく。

イ. 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ. 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備等を整備する。

## 2. 海外発生期

<b>●状態</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li><li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li><li>・海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。</li></ul>
<b>●対策の目的</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。</li><li>・県内発生に備えて体制の整備を行う。</li></ul>
<b>●対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるように、強力な措置をとる。</li><li>・対策の判断に役立てるため、国・県・国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li><li>・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li><li>・市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li></ul>

### (1) 実施体制

- ア. 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じ、市対策推進会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行う。
- イ. 政府対策本部が設置された場合は、状況に応じて市長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画に基づき事前準備を行う。
- ウ. 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療関係、事業者、市民に広く周知する。



## (2) サーベイランス・情報収集

### ア. 情報収集

未発生期に引き続き、県等と連携し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

### イ. サーベイランス

県が実施する市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。また、県が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集のサーベイランスに協力し、これらの動物から人への発生の動向を把握する。

## (3) 情報提供・共有

### ア. 情報提供

(ア) 市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

a. 提供内容：海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等の明確化）

b. 提供方法：市ホームページや総覧できるサイト等、複数の手段を利用し、状況に応じて地域の関係団体等と連携

(イ) 情報の集約・整理を行い、一元的な情報管理及び情報発信を行う。情報発信については、正確な情報を迅速に広報することに努める。

(ウ) 対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部事務局が調整する。

#### イ. 相談窓口の充実・強化

(ア) 県からの要請にに応じて、国等が配布するQ&A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるように、随時の相談窓口等を充実・強化させ、適切な情報提供を行う。

(イ) 市民からの問い合わせや関係機関等から寄せられる情報を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア. 感染症危険情報の発出等

国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、市民に対して新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

#### イ. 予防接種

##### (ア) 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、本市職員の対象者に対して、原則、集団接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (イ) 住民接種

発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を国が開始したときには、県と連携して、接種体制の準備を行う。

#### (5) 医療

##### 医療体制の整備

ア. 保健所の所管区域を単位とし、保健所主導による地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

イ. 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

ウ. 県が行う患者の搬送体制の確保について協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア. 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を進めるよう、県の要請に応じて呼びかける。

イ. 遺体の火葬・安置等

県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について準備を行う。

ウ. 市民・事業者への呼びかけ

(ア) 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動と外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(イ) 事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

### 3. 県内未発生期

<b>●状態</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li><li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者接触歴を疫学調査で追うことができる。</li><li>・国内でも都道府県によって状況が異なり、感染範囲が非常に限られている。</li></ul>
<b>●対策の目的</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。</li><li>・県内発生に備えて体制の整備を行う。</li></ul>
<b>●対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続し、新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力が高い場合でも対応できるよう強力な措置をとる。</li><li>・県と連携し、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li><li>・国内発生に備え、的確な情報を提供し、市民、医療機関、事業者等に引き続き感染症対策の準備を促す。</li></ul>

#### (1) 実施体制

##### 市対策本部

県対策本部が設置された際には、必要に応じて「雲仙市新型インフルエンザ等対策本部」の設置について検討する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ア. 情報収集

海外発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。また国及び県の要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する

## イ. サーベイランス

県が実施する市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。

## (3) 情報提供・共有

### ア. 情報提供

(ア) 県等と連携し、市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

a. 提供内容：県内での発生状況、現在の対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化）

b. 提供方法：市ホームページや総覧できるサイト等、複数の手段を利用、状況に応じて地域の関係団体等と連携

(イ) 個人一人ひとりがとるべき行動をわかりやすく周知する。

a. 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある。

b. 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診方法など）。

(ウ) 学校・保健施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(エ) 市民からの問い合わせ内容や関係機関等から寄せられる情報を踏まえ、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

(オ) 市民の不安を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。

## イ. 相談窓口の充実・強化

(ア) 市民からの相談増加に備え、相談窓口の体制を充実・強化する。

(イ) 国からのQ&Aが発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア. 市内でのまん延防止対策

国・県の要請に応じ、次の対策を講じる。

(ア) 市民、福祉施設、事業所等に対して、マスクの着用・手洗い・うがい・人ごみを避ける・咳エチケット、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を推奨する。

(イ) 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた場合は従業員の健康管理・受診勧奨や職場における感染予防策の徹底を呼びかける。

(ウ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行など、適切な感染予防策を講じるよう呼びかける。

(エ) ウイルスの病原性等を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学校閉鎖・休校）を適切に実施するよう要請する。

(オ) 病院・高齢者施設等の基礎疾患を有するものが集まる施設や多数の者が居住する施設において、感染予防策を強化するよう周知する。

イ. 予防接種

(ア) 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、本市職員の対象者に対して、原則、集団接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

a. 市民への予防接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）については、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接

種を開始する。

- b. 市民に対して、予防接種に関する情報を提供する。
- c. 接種の実施にあたり、国・県・及び医師会等と連携して、学校、保健センターなど公的施設の活用や、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団接種を行う。

(5) 医療医療体制の整備

- ア. 県等と連携して、積極的に情報収集をするとともに、県の実情に応じ、医療体制の整備等に適宜協力する。

イ. 引き続き、県が行う患者の搬送体制の確保等について協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア. 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を進めるよう、県の実情に応じて適宜努力する。

イ. 市民・事業者への呼びかけ

(ア) 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動と外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(イ) 事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

#### 4. 県内発生早期

●状態
・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
●対策の目的
・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
●対策の考え方
・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 ・政府対策本部が、県に対し緊急事態宣言をした場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。 ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

##### (1) 実施体制

県域において、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

##### (2) サーベイランス・情報収集

###### ア. 情報収集

国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

###### イ. サーベイランス

県が実施する市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。



### (3) 情報提供・共有

#### ア. 情報提供

(ア) 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

(イ) 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知する。

- a. 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること。
- b. 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）。

(ウ) 学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(エ) 市民からの問い合わせ内容や関係機関等から寄せられる情報を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

(オ) 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。

#### イ. 相談窓口の充実・強化

(ア) 市民からの相談増加に備え、相談窓口の体制を充実・強化する。

(イ) 国が配布するQ&Aを活用するとともに、相談窓口を充実、強化する。

(4) 予防・まん延防止

ア. 市内での感染拡大防止策

国・県の要請に応じて、次の対策を講じる。

(ア) 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける・咳エチケット、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。

(イ) 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や、職場における感染予防策の徹底を呼びかける。

(ウ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染予防策を講じるよう呼びかける。

(エ) ウイルス等の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学校閉鎖・休校）を適切に実施するよう要請する。また、学校、保育施設等に通う患者に対しては一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。

(オ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう周知する。

イ. 住民接種

(ア) 市民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）については、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。

(イ) 市民に対し、接種に関する情報を提供する。

(ウ) 接種の実施に当たり、国・県及び医師会等と連携して、学校、保健センターなど公的施設の活用や、医療機関への委託等により接種会場

を確保し、原則として、市内に居住する者を対象とした集団接種を行う。

県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

ア. 県域において、緊急事態宣言がされている場合は、県は、以下の対策を講じることとなるので、適宜協力する。

(ア) 外出制限等

- a. 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- b. 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とする。

(イ) 施設の使用制限

- a. 県は、特措法第45条第2項及び第3項に基づく施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- b. 県は、上記の要請に応じない場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- c. 県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

イ. 住民接種

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア. 県内未発生期に引き続き、県の医療体制の整備に協力する。

イ. 県が行う患者の搬送体制の確保について協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア. 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう県の要請に応じて適宜協力する。

イ. 市民・事業者への呼びかけ

(ア) 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動と外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(イ) 事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

## 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言がされている場合は、必要に応じて以下の対策を講じる。

### ア. 水の安定供給

業務継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

### イ. サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

### ウ. 生活関連物資等の価格の安定等

必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 5. 県内感染期

<b>●状態</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。</li><li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li></ul>
<b>●対策の目的</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・医療体制を維持する。</li><li>・健康被害を最小限に抑える。</li><li>・市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。</li></ul>
<b>●対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。</li><li>・地域ごとに発生の状況は異なり実施すべき対策が異なることから、県等と連携し、本市において必要な対策の判断を行う。</li><li>・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li><li>・流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li><li>・欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li><li>・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。</li></ul>

### (1) 実施体制

県と連携し、発生段階の変更を協議する。

## 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

### ア. 市対策本部

県域において、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

### イ. 他の地方公共団体による代行・応援等

本市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができない恐れがある場合においては、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア. 情報収集

国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

### イ. サーベイランス

県が実施する市内の保育所、認定こども園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。

## (3) 情報提供・共有

### ア. 情報提供

(ア) 利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに市民に情報提供する。

(イ) 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、次の事項について周知する。

- a. 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること。
- b. 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）

(ウ) 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(エ) 市民からの問い合わせ内容や関係機関等から寄せられる情報を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

(オ) 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。

イ. 相談窓口体制の維持

(ア) 相談窓口体制を維持する。

(イ) 国からのQ&Aが発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

ア. 市内での感染拡大防止策

県内発生早期に引き続き、国・県の要請に応じて、次の対策を講じる。

(ア) 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける・咳エチケット、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。

(イ) 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や、職場における感染予防策の徹底を呼びかける。

(ウ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染予防策を講じるよう呼びかける。



(エ) ウイルス等の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学校閉鎖・休校）を適切に実施するよう、要請する。また、学校、保育施設等に通う患者に対しては一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。

(オ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう周知する。

(カ) 感染症法第27条第2項により、県の指示にて市へ感染汚染場所の消毒指示があった時は消毒を実施する。

#### イ. 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

ア. 県域において、緊急事態宣言がされ、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、県が講じる以下の措置に適宜協力する。

##### (ア) 外出制限

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底について要請する。

##### (イ) 施設の使用制限

- a. 県は、特措法第45条第2項及び第3項に基づく施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- b. 県は、上記の要請に応じない場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指

示を行う。

c. 県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

イ. 消毒

感染症法第27条第2項により、県の指示にて市へ感染汚染場所の消毒指示があった時は消毒を実施する。

ウ. 住民接種

特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

国・県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言がされ、市内の医療機関が不足している場合は、県が臨時の医療施設を設置し、医療を提供することに適宜協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア. 事業者の対応

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう、県の要請に応じて適宜協力する。

イ. 市民・事業者への呼びかけ

(ア) 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動と外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(イ) 事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

#### 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を講じる。

##### ア. 業務の継続等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況確認等に協力する。

##### イ. 水の安定供給

業務継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

##### ウ. サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

##### エ. 生活関連物資等の価格の安定等

必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

##### オ. 要支援者への生活支援

未発生期に取り決めた具体的手続きに基づき、高齢者・障害者等の要支援者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

カ. 埋葬・火葬の特例等

（ア）市内の火葬炉を可能な限り稼働させる。

（イ）死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

## 6. 小康期

<b>●状態</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li><li>・大流行はいったん終息している状態。</li></ul>
<b>●対策の目的</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</li></ul>
<b>●対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li><li>・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li><li>・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li><li>・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li></ul>

### (1) 実施体制

市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言が発出されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### ア. 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、必要な情報を収集する。

#### イ. サーベイランス

流行の第二波を早期に探知するため、県が実施する市内の認定こども園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア. 情報提供

(ア) 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一

波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(イ) 市民からの問い合わせ内容や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、適宜見直しを行う。

イ. 相談窓口体制の縮小

状況を見ながら、相談窓口体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

住民接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 医療

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小、又は中止する。

#### 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において緊急事態宣言がされている場合は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小、又は中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言がされている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を講じる。

- ア. 県との連携のもと、市内の事業者に対し、感染の動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務について、縮小、又は中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知することに協力する。
- イ. 市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小、又は中止する。